

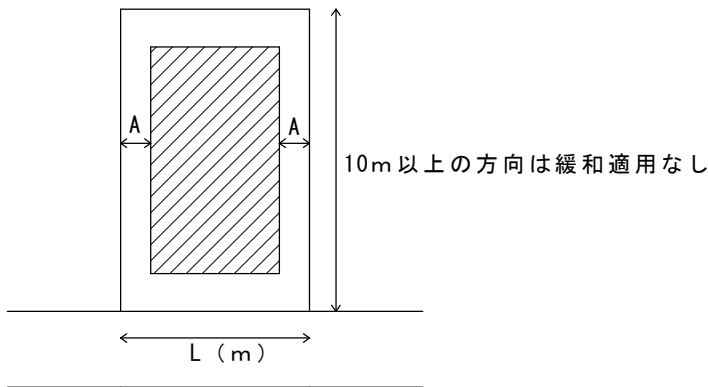
呉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 第13条の規定による建築物の壁面の位置の特例の運用

平成19年4月1日 制定
平成22年6月1日 一部改正
平成24年8月1日 一部改正

※ 建築物の延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏を防火構造とする場合は、下記の特例を運用する。
敷地の一体性の確認のため、フェンス等の工作物の設置を求め場合があります。

1. 特例の対象は次のいずれかとする。

- ① 間口又は奥行が10m未満の敷地（細長い敷地）における壁面後退距離を次のとおりとする。
後退緩和は10m未満の方向の水平方向に適用する。
間口及び奥行が10m未満の場合は、両方向について緩和を適用する。



壁面後退距離 $A = L \times L \div 100$ (m)

(例)

- (1) L=9mの場合

$9 \times 9 \div 100 = 0.81 \rightarrow 0.80\text{m}$

- (2) L=8.3mの場合

$8.3 \times 8.3 \div 100 = 0.68 \rightarrow 0.65\text{m}$

小数点第2位以下は5cm単位で切り捨てる。

参考

間口又は奥行 L (m)	後退距離 A (m)
9.0	0.81 → 0.80
8.9	0.7921 → 0.75
8.8	0.7744 → 0.75
8.7	0.7569 → 0.75
8.6	0.7396 → 0.70
8.5	0.7225 → 0.70
8.4	0.7056 → 0.70
8.3	0.6889 → 0.65
8.2	0.6724 → 0.65
8.1	0.6561 → 0.65
8.0	0.64 → 0.60
7.9	0.6241 → 0.60
7.8	0.6084 → 0.60
7.7	0.5929 → 0.55
7.6	0.5776 → 0.55
7.5	0.5625 → 0.55
7.4	0.5476 → 0.50
7.3	0.5329 → 0.50
7.2	0.5184 → 0.50
7.1	0.5041 → 0.50
7.0	0.49 → 0.45

- ② 敷地延長部分に建築物を配置しない場合は、次のとおりとする。

後退緩和は10m未満の方向の水平方向に適用する。

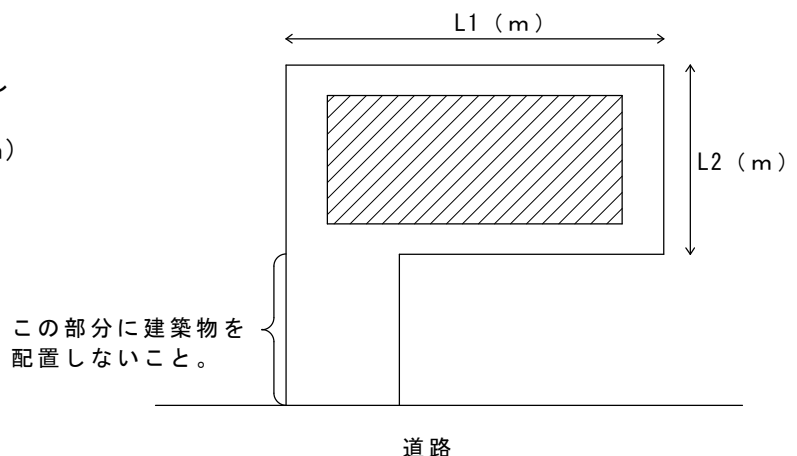
L1及びL2が10m未満の場合は、両方向について緩和を適用する。

L1<10mの場合 L=L1

L2<10mの場合 L=L2

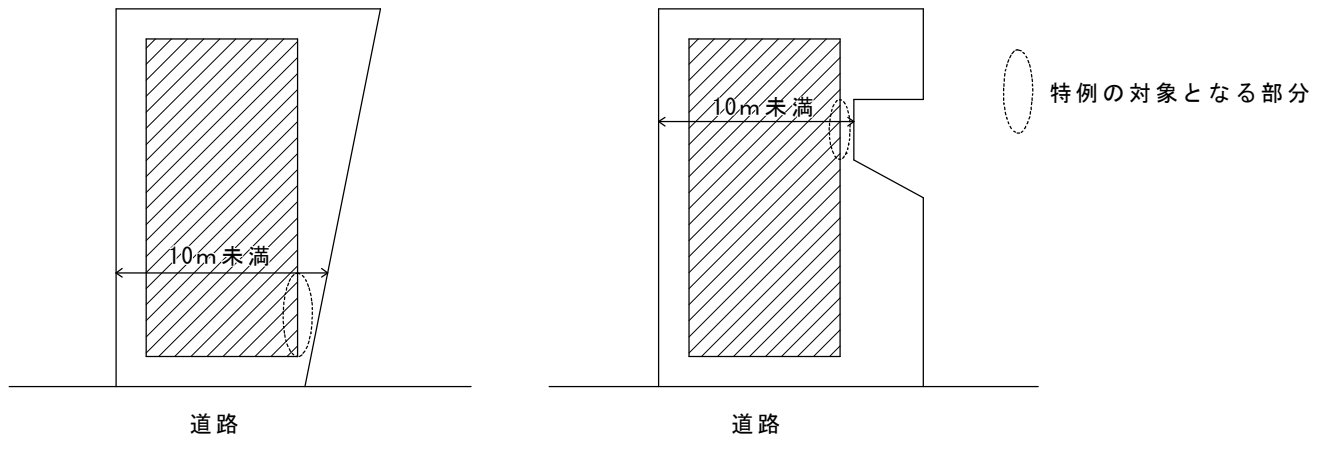
※ 10m以上の方向は緩和適用なし

壁面後退距離 $A = L \times L \div 100$ (m)



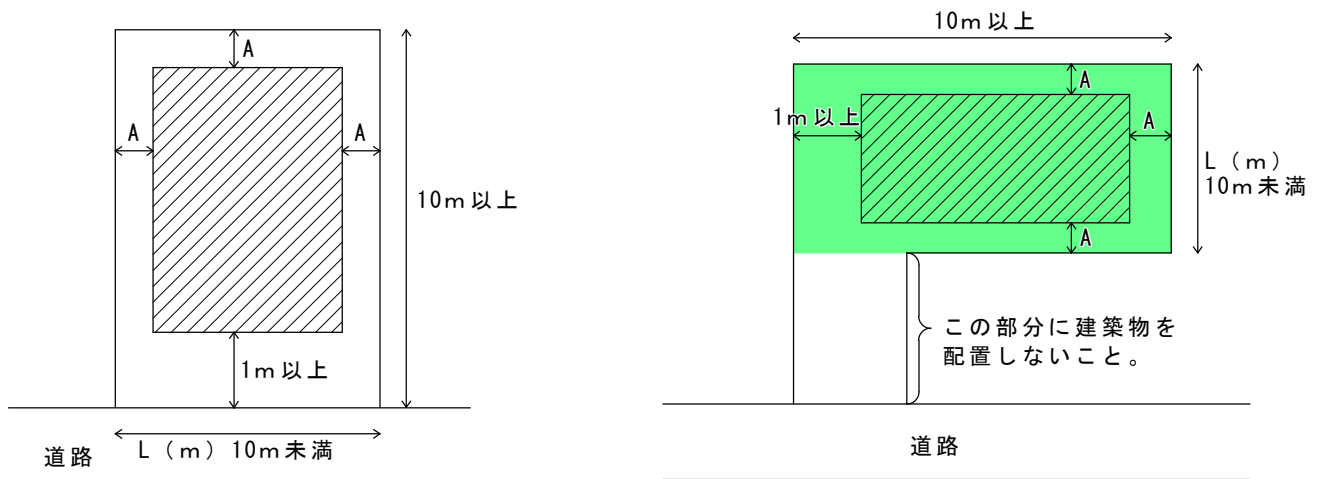
③ 形状が不整形の敷地で、幅が10m未満となる敷地の部分

- ・ 不整形なことにより壁面後退が難しいこととなる建築物の部分の特例の対象とする。
- ・ 下図は不整形な敷地の例です。その他の不整形な敷地の場合は、ご相談ください。



④ 敷地面積が100㎡未満で、間口又は奥行が10m未満の敷地。

- ・ 間口又は奥行の一方が10m以上で、もう一方が10m未満の場合は、3辺に対して特例の対象とする。



壁面後退距離 $A = L \times L \div 100$ (m)

■ 部分が100㎡未満

⑤ 水路（形態のあるものに限る）に接する敷地。

- ・ 水路と敷地の境界線から50cm以上かつ水路の中心線から1m以上とする。

